

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法 に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年 5月 1日～2029年 4月 30日までの5年間
2. 内容

目標：2029年4月までに、非正規雇用含む全従業員全員の法定外労働時間を、1人当たり年間2.3時間未満とする。

<対策>

- 2025年 5月～ 検討開始
 - 2025年 9月～ 運用ルールの検討
 - 2026年 3月～ 制度の導入、従業員への周知
 - 2026年 4月～ 1人あたりの法定外労働時間計測と指導開始
- ※以降、3ヶ月に1度法定外労働時間計測と指導を実施